平成18年3月31日 () 告 示 第 5 1 号

(目的)

第1条 この要綱は、事業者の事業活動に伴って生ずる一般廃棄物(以下「事業系一般廃棄物」という。)の発生の抑制、適正な分別及び保管、再生利用等を図ることにより事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を推進することを目的とする。

(対象事業者等)

- 第2条 市長は、次に掲げる者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第6条の2第5項の規定及びこの要綱に基づいて事業系一般廃棄物の減量その他必要 な指示等を行うものとする。
 - (1) 月平均3,000キログラムを超える事業系一般廃棄物を排出する事業者
 - (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に 規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の管理について権原を有するもの
 - (3) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗 の所有者、占有者その他の者で当該店舗の管理について権原を有するもの
 - (4) その他市長が必要と認める事業者

(対象事業者等の責務)

第3条 前条各号に掲げる者(以下「対象事業者等」という。)は、事業系一般廃棄物の発生の抑制 及び再生利用に努めるとともに、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関し、市 の施策に協力するものとする。

(事業系一般廃棄物管理責任者の選任等)

- 第4条 対象事業者等は、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する次に掲げる 業務を行わせるために事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、又は事業系一般廃棄物管理責任者 を変更しようとするときは、事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届(第1号様式)により 選任の日又は変更のあった日から14日以内に市長に届け出るものとする。
 - (1) 事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理の方法等の把握に関すること。
 - (2) 事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に係る市との連絡事務に関すること。
 - (3) その他事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に係る推進に関すること。

(減量化等計画書)

- 第5条 対象事業者等は、事業系一般廃棄物管理責任者と協議して、事業系一般廃棄物の発生抑制、 適正な分別及び保管、再生利用の推進その他の方策に基づく事業系一般廃棄物の減量化及び資源 化のための年度計画を定め、事業系一般廃棄物減量化等計画書(第2号様式。以下「計画書」と いう。)を作成し、毎年、4月末日までに市長に提出するものとする。
- 2 対象事業者等は、計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに事業系一般廃棄物減量化等計 画書記載内容変更届(第3号様式)により市長に届け出るものとする。

(指導及び助言)

第6条 市長は、計画書が提出されたときは、その計画について必要な指導及び助言を行うことができる。

(改善措置)

第7条 市長は、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関して必要があると認めると きは、対象事業者等に対し、期限を定めて必要な改善措置を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。